

四日市市告示第345号

令和3年4月19日付で、水難救護法（明治32年法律第95号）第24条第1項の規定に基づき沈没品を拾得したことから、その物件の引渡しをうけたので、同法第25条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、沈没品を所有者に引渡しますので、心当たりの方は四日市市役所危機管理室まで申し出てください。

令和3年5月6日

四日市市長 森 智 広

- 1 沈没品（引渡しを受けた物件）及び拾得場所
別紙のとおり
- 2 保管場所 四日市市霞二丁目
霞ヶ浦地区北ふ頭地先
- 3 その他 告示後6か月が経過し、引渡し申し出がない場合は、処理を行います。

別紙

番号	拾得年月日	拾得物件	寸法	拾得場所
1	H22年12月3日	漁船	全長 約11.5m	千歳町5号物揚場前面水域に沈没
2	H22年12月3日	漁船	全長 約9.0m	千歳町5号物揚場前面水域に沈没
3	H23年8月23日	キャビンボート	全長 約7.2m	富洲原運河内に沈没
4	H24年9月5日	和船	全長 約5.5m	蓬菜橋下に沈没
5	H25年1月18日	漁船	全長 約13.0m	富洲原運河内に沈没
6	H27年10月26日	和船	全長 約4.0m	富田港内に沈没
7	H28年3月28日	キャビンボート	全長 約7.0m	中納屋物揚場前面水域に沈没
8	H28年12月12日	和船	全長 約7.0m	富洲原運河内に沈没